平成26年1月20日

(公財)日本賃貸住宅管理協会四国ブロック
全国賃貸管理ビジネス協会四国支部　会員各位

重 要

日管協四国ブロック長
全管協四国支部長　冨田　稔

緊急開催！

▲ 年明けから始める ▼

賃貸管理会社のための 消費増税への実務対応策

日管協四国ブロック・全管協四国支部は、下記要領で「**“消費増税”対策実務セミナー**」を開催します。増税に伴い平成26年4月1日以降、必要な措置について、**賃貸住宅管理会社における実務対応策を分かり易く解説します**。この機会に是非ご聴講下さい。

【チェック☑】消費増税、貴社はしっかり対応できますか？

- ☐ 平成25年10月1日以降に契約更新があった場合、経過措置（旧税率）は適用される？
- ☐ 賃料改定を賃借人に事前通知し、賃料の入金があれば、改定に承諾したものとみなされる？
- ☐ オーナー向け賃料改定の通知書に、「管理委託料」を税率引上げ対象として記載していい？
- ☐ 過去の駐車場利用料「遅滞分」を平成26年4月以降に集金した場合の適用税率は5%？ 8%？
- ☐ 工事費の税率制定基準は、契約締結日？ 引渡し日？ 請求日？

ひとつでもチェックが入らなかった方

このセミナーでズバッと解決！ 徹底的に解説します！

さらに、参加者特典付

―講師のご紹介―

木村 浩之 氏（弁護士、淀屋橋・山上合同所属）

国税庁に5年間勤務し、法人課税・租税争訟・国際税務の実務を担当。その後、弁護士法人淀屋橋・山上合同において、税務・コーポレートガバナンス・相続等の業務に従事。

★当日限定で差し上げます★

特典1 増税対象が一目でわかる！
賃貸管理用 課税・非課税 判定表
特典2 これであんしん！

★ 日　時　平成２６年２月５日（水）　１３時～１５時

★ 場　所　高松国際ホテル
香川県高松市木太町２１９１－１
ＴＥＬ　０８７－８３１－１５１１
本館２階　玉藻の間
受付は、１２時３０分～

ご出欠の締切は、１月３０日（木）までに

ＦＡＸ番号　０８７－８１２－００２２　にお願い致します。（尚、ご欠席の場合もご回答をお願い致します）

会員名			ご出席　・　ご欠席
参加者		参加者	
参加者		参加者	

【 事務局からの回答欄 】

【お問合せ・送付先】 〒761-8071 香川県高松市伏石町2016-20（㈱グローバルセンター内）
（公財)日本賃貸住宅管理協会 四国ブロック・全国賃貸管理ビジネス協会 四国支部 事務局 担当 石部 寛
TEL 087-866-3208 FAX 087-812-0022 E-mail:jimukyoku@global-center.co.jp